平成２３年（フ）第９８７号
神戸市須磨区白川台７丁目２番地の15　ネオメゾン白川502号
破産者　芝　眞知子
1　決定年月日　平成24年１月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１５６号
兵庫県伊丹市北本町２丁目132番地　福和ハイツ104号
破産者　安川　秀樹
1　決定年月日　平成24年１月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第２号
兵庫県西宮市木津山町８番６号
破産者　寶田　仁子
1　決定年月日　平成24年１月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１５７号
兵庫県芦屋市清水町３番11号　ヘリテージ芦屋101、開始決定時の住所兵庫県西宮市甲子園九番町８番16―303号
破産者　池上　　勉
1　決定年月日　平成24年１月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１８１号
兵庫県西宮市高須町１丁目１番12―711号、前住所大阪府吹田市垂水町３丁目19番23―602号
破産者　石川美由紀
1　決定年月日　平成24年１月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第４７７号
兵庫県西宮市染殿町５番16―302号
破産者　尾前　一久
1　決定年月日　平成24年１月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１１０号
兵庫県相生市向陽台18番８号、従前の住所兵庫県赤穂市古浜町109番地
破産者　阿部　豊子
1　決定年月日　平成24年１月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第４４８号
岡山県浅口市鴨方町鴨方2087番地１
破産者　髙橋　増夫
1　決定年月日　平成24年１月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第１１２号
岡山県倉敷市西阿知町西原860番地１
破産者　倉岡　典幸
1　決定年月日　平成24年１月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第４３６号
香川県高松市円座町1707番地１
破産者　藤澤　正行
1　決定年月日　平成24年１月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第１９０号
香川県高松市円座町151番地５
破産者　石井　敬子（旧姓樋笠）
1　決定年月日　平成24年１月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第２９号
岩手県宮古市宮町２丁目１番46号　千葉ハイツ７号室
破産者　山口　泰弘
1　決定年月日　平成24年１月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２３年（フ）第２１４号
新潟市東区船江町１丁目21番６号
破産者　桜井　　歩
1　決定年月日　平成24年１月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３１１号
新潟市北区白新町２丁目８番８号
破産者　桐尾　英明
1　決定年月日　平成24年１月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４９４号
静岡県沼津市下香貫林ノ下2003番地、前住所静岡県沼津市我入道江川６番地の２
破産者　佐々木美智枝
1　決定年月日　平成24年１月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第１５０号
静岡県駿東郡清水町中徳倉８番地　県営住宅４棟511号
破産者　植松　武也
1　決定年月日　平成24年１月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第９７７号
京都市下京区中堂寺壬生川町17番地10、前住所京都市伏見区中島河原田町31番地１　グランデュール鴨川Ⅲ番館1001号
破産者　山根　美恵
1　決定年月日　平成24年１月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係